

令和3年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第158号

令和3年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月25日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和3年12月6日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和3年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月6日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

15番 川 原 茂 行 1番 鈴木 崇 容

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。令和3年第4回まんのう町定例議会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

クリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしい今日この頃ですが、1年のたつのは早いもので、今年もあと一月足らずとなりました。

今回、上程させていただいておりますのは議案11件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案11件の提出があり、受理いたしました。

また、建設経済常任委員長より、会議規則第14条の規定に基づく議案1件の提出があり、受理いたしました。

次に、議会に提出された報告については、組合議会関係では、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会において、定例会・臨時会が開催され、決算の認定について、一般会計補正予算について等の議案審議の報告がありました。

次に、監査関係については、監査委員より、地方自治法第235条の2に基づく令和3

年8月分から10月分の例月出納検査の報告がありました。

次に、期間中に陳情一件、意見書採択要望一件の提出があり、議会運営委員会で審議した結果、議長預かりとなっております。

これら議会に報告のあったものは、タブレット内の関連するフォルダに入れておりますので、御確認ください。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 御報告申し上げます。

議会運営委員会の12月定例会運営に関する報告を申し上げます。

12月2日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会の委員全員出席し、第4回定例会の運営について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告します。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より12月17日までの12日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第9 議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第10 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第11 議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第12 議案第5号 中讃広域行政事務組合格約の一部変更について 総務常任委員会付託

日程第13 議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号 総務

常任委員会付託

日程第14 議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）
第1号 教育民生常任委員会付託

日程第15 議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）
第1号 教育民生常任委員会付託

日程第16 議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1
号 教育民生常任委員会付託

日程第17 議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2
号 建設経済常任委員会付託

日程第18 議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）
第2号 建設経済常任委員会付託

日程第19 発委第1号 米価下落対策を求める意見書 即決でお願いします。

一般質問は12月7日、8日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見ましたので、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、15番、川原茂
行君、1番、鈴木崇容君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの12日間といたしたいと思えます。こ
れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

日程第4 町政報告

○大西樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　それでは、9月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。

全国で80万人以上が感染した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第5波は、人々の行動自粛に加え、ワクチン接種が進んだ効果等により、新規感染者数が減少傾向となり、9月30日をもって19都道府県の緊急事態宣言と8県のまん延防止等重点措置について全てが解除されました。

香川県下においても、まん延防止等重点措置の解除後、直近1週間の10万人当たりの累積新規感染者数は、香川県対処方針の対策期、つまり警戒レベルでは6段階のうち、下から2番目の準感染警戒期レベル相当まで減少してまいりました。

しかしながら、感染の下降局面では、感染の再拡大に備え、医療提供体制に支障を来さないよう、より慎重に指標を見極めながら、警戒レベルを1段階ずつ移行することとされました。

現在は新規感染者数がゼロの日が続くなど、警戒レベルは一番下の感染予防対策期に移行しておりますが、これから年末年始にかけて外出や飲食の機会も増えてくるものと想定されることなどから、感染拡大の第6波の到来に備え、感染拡大の防止に努めていくこととしております。

本町におきましても、9月22日以降、感染者数はゼロが続いておりますが、国及び県の動向や対処方針等を受けて、9月以降においてまんのう町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を4回開催し、情報の把握、関係部署・各機関との情報共有と対処方法について協議してまいりました。

特に公共施設等の利用制限につきましては、県の警戒レベルに沿って段階的に解除をしてまいりましたが、県と同様に、引き続き、感染防止対策の徹底を図ることとし、利用人数等を制限している施設がありますので、詳細につきましては、県内の感染状況も含めてホームページで確認ください。施設を利用される住民、各団体の方々には、引き続き、御理解、御協力をお願いいたします。

また、町民の皆様には、これから年末年始を迎えるに当たり、外出や飲食の機会等も増えてくるものと想定されますが、外出の際には適切な感染防止対策を徹底の上、行動していただきますようお願いいたします。

このような情勢の中、国は経済財政運営と改革の基本方針2021において、感染症の克服と経済の好循環、成長を生み出す四つの原動力の推進を掲げ、効果的な感染防止の継続・徹底、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期すことやグリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方づくり、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現を目指す必要があるとしております。

また、国の令和4年度予算の概算要求の具体的な方針については、歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の

優先順位の洗い直しをし、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされております。

そして、国の情勢に連携して、国内の多くの自治体同様に、本町の財政状況は令和3年度においても新型コロナウイルス感染症により疲弊した町民生活、地域経済を支えるため、コロナ関連の交付金や助成金、さらに財政調整基金を積極的に活用し、様々な取組を行っておりますが、税収面では法人町民税が減収見込みであるなど、財政面でも影響が出てきています。

さらに、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の長期化で法人町民税の減収に加え、個人町民税の減収も予測され、これまでにない厳しい財政状況に陥り、その影響が当面の間、続くことも想定されることから、国の地方財政対策の動向などを注視するとともに、国・県支出金に加え、新たな財源などによる積極的な歳入確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、実情に応じた予算編成を、現在、進めておるところでございます。

そのような財政等の状況におきまして、まず、健康増進関係について御報告いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、11月25日時点の推計ではございますが、65歳以上が94%、64歳以下は85%の方が少なくとも1回の接種を受けており、全体では約88%の方が2回接種を完了しております。年代別で最も接種率の低い10代におきましても、75%の方が2回接種を終えております。

現在、1回目及び2回目接種を継続しながら、医療従事者等に3回目の接種を開始しております。1月以降は2回目の接種時期の早い方から順に段階的に御案内いたします。

対象者には接種時期を迎える月の前月に接種券を発送しますので、接種を希望する方は、電話またはインターネットで予約をし、町内12か所の医療機関で接種を受けてください。

一方、65歳以上の方に限り、御自身で予約をせず、町の指定する日時に指定された医療機関で接種を受けていただくこともできます。予約をすることが煩わしい方や時間的に余裕のある方はぜひ御検討ください。御希望の方は接種券に同封されているはがきに必要事項を記入の上、返送いただきますと、コールセンターまたは健康増進課から改めて接種の日時と医療機関を指定してお知らせしますので、指定された内容どおりに接種を受けていただくこととなります。御自身に合った方法で速やかな接種を御検討いただきたいと思います。

なお、感染状況やワクチン配分により接種体制に変更が生じた場合は、行政告知放送や町ホームページなどで速やかにお知らせいたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

皆様にはワクチン接種の実施にかかわらず、3密の回避、マスクの正しい着用、手洗いなど、基本的な感染対策の徹底を継続していただきますようお願いいたします。

次に、防災関係についてでございます。

今年の国内における台風の発生件数は11月8日現在、20件の発生となっております。

本町においては、本年度も幸い被害の発生なく出水期を終えることができましたが、全国では、7月3日に静岡県熱海市で梅雨前線の停滞による記録的な大雨で土石流が発生し、多くの人命と財産が失われました。また、8月の前線による大雨では、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、佐賀県嬉野市では観測史上1位の降雨量が観測され、各地で被害をもたらしております。

今後このような異常気象による災害に備え、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえながら、国、県、消防など各関係機関と連携を図り、減災に向けて取り組んでまいります。

次に、商工関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、外出機会が減少したことにより、大きな影響を受けた飲食事業者や関連事業者等の営業継続を支援するため、香川県営業継続応援金（第1次）の支給を受けた町内に事業所を有する中小企業や町内に住所を有する個人事業者に対して、まんのう町営業継続応援事業の申請受付を7月5日から9月30日まで受付し、19件の申請がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期にわたり影響を受けていることから、香川県営業継続応援金も第2次、第3次と支給を行っております。まんのう町でもまんのう町営業継続応援事業（第2次）を行っております。

次に、プレミアム40%つきの商品券発行事業につきましては、11月15日時点で79%使用されていますが、使用期限が令和4年1月末までとなっておりますので、早めに使用していただきますようお願い申し上げます。

次に、観光関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、太鼓台かきくらべとかりんまつりは2年続けて中止することになりました。来年度は盛大に開催できることを願っております。

次に、地域振興関係についてでございます。

ひまわりオイルの精製時に出た副産物を活用し、米麴と米を発酵させた本格焼酎が本年度も完成し、町内酒類販売店等で販売しております。太陽の恵みから生まれた焼酎は「みちる」と命名し、まんのう町で暮らす人たちやまんのう町へ訪れる人たちが笑顔で満ちるようにとの思いから命名しております。ひまわりオイルとともにPRし、地域の活性化を図っております。

次に、ふるさと納税につきましては、寄附額が昨年同時期に比べると約160%と大きく伸びていますが、県内市町と比較するとまだまだ低調となっておりますので、地元特産品の返礼品と地域情報の発信にも力を入れていきたいと考えております。

次に、支所関係についてでございます。

琴南地区の地域振興策として取り組んでおります島ヶ峰地区そば栽培体験事業は、昨年に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしましたが、川奥集会所で実施しているそば打ち道場は、感染予防対策を取って11月末から3月中旬にかけて開催しています。今年度は26回開催する予定であり、参加者は延べ150人以上

が見込まれております。これらの事業の指導者としては、香川県むらの技能伝承士に認定されている地元農家の方を中心に、集落支援員など4名の方に携わっていただいております。

また、美合地区に古くから伝わるそば文化や美しい山村風景を保存・継承していくため、美合地区の有志17名が「島ヶ峰の原風景を守る会」を設立し、ボランティア活動を行っています。9月に開催予定でありましたソバの花見会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2年連続の中止となりましたが、農林水産省の棚田地域振興事業を活用し、「棚田カード」を作成し、ホームページ等により、全国にソバ栽培による地域活性化の取組をPRしております。

次に、仲南支所におきましては、1階ロビーを利用し、仲南こども園の園児たちの作品展示をしたり、仲南公民館と合同で町内の園児や児童たちが描いたヒマワリのスケッチを展示するなどし、住民から親しみやすく立ち寄りやすい場所となるよう工夫を凝らしておりますので、一度、御覧いただいたらと思います。

次に、教育関係についてでございます。

まず、学校の主要行事であります運動会についてでございます。春には満濃中学校をはじめ、ほとんどの学校、こども園で実施されましたが、秋に開催を延期しておりました満濃南小学校・こども園をはじめ、長炭こども園、仲南こども園におきましても、秋晴れの下、無事に開催することができました。競技や演技に力いっぱい励む子供たちの歓声には、私たちが保護者の皆様も元気をもらうことができました。

10月6日には、仲多度郡・善通寺市小学校陸上記録会が丸亀市のP i k a r a スタジアムで開催され、町内の小学生も大勢が参加いたしました。記録会で優秀な成績を収めた児童は香川県小学生選抜陸上競技会に出場し、満濃南小学校の吉田さんが6年女子走り高跳びで見事3位入賞となりました。放課後、熱心な練習を重ねてきた結果であり、児童たちの日々の努力を称賛したいと思います。

次に、修学旅行についてでございます。本年度におきましても、年度初めに計画していた時期や行き先を変更することになりました。10月17日から1泊2日の日程で広島・山口方面に行った満濃中学校を皮切りに、11月には琴南小学校、満濃南小学校、仲南小学校がそれぞれ小豆島など、県内、広島・山口方面、京都・奈良方面へ行きました。12月に入りましては、長炭小学校が小豆島へ、四条小学校が山陰に行き、一昨日、全員元気に帰ってまいりました。残る高篠小学校は、12月20日から小豆島に行く予定にしております。学校生活における思い出の一場面として、子供たちの心に深く刻まれる一生涯の宝となりますことを願ってやみません。

次に、学校施設関係についてでございます。

まず、琴南小学校の大規模修繕工事につきましては、第1期工事が10月22日に完了いたしました。教室と廊下間のパーティションが改良され、天井や床の塗装も直され、児童は明るくなった教室で日々勉強に励んでおります。

次に、満濃南こども園の統合施設につきましては、先日、教育民生委員会の皆様には視察をいただいたところでございますが、工事は順調に進んでおりまして、幼稚園棟、保育園棟、管理棟、遊戯棟が共にその容姿を見せております。来年6月の竣工が待ち遠しいところでございます。

次に、生涯学習関係についてでございます。

11月に新潟県で開催予定でありました第72回全国人権・同和教育研究大会におきまして、まんのう町における人権教育の取組についての事例発表を行う予定でありましたが、コロナ禍により、大会の開催方法が報告・資料集の作成・頒布をもって開催とすることに変更となりました。会場での発表はできませんでしたが、報告書により、町の人権研修や啓発活動について全国に発信したところでございます。

また、昨年度、コロナ禍により開催中止となりました七つの公民館まつり・文化祭につきましては、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止を考慮し、作品展示が行われました。各館同好会会員の皆様の作品や園児・児童・生徒の絵や習字など、地域の特色を生かした力作が展示され、大勢の方が作品鑑賞を楽しまれました。

最後に、交通安全関係についてでございます。

香川県下では、今年に入ってから交通事故による人身事故発生件数及び死亡事故発生件数は昨年同時期と比べて減少しているものの、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト2位となっております。

本町においては、人身事故発生件数、死者数共に昨年同時期と比べてやや減少していますが、今後、冬場を迎えて、凍結による事故など注意喚起が必要でございます。

交通事故は加害者になっても被害者になっても、本人だけではなく、家族を含めて不幸を招くものでございます。年末年始の社会全体が忙しさを感じる中、改めて交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの必要性を感じております。引き続き、町を挙げての啓発活動に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましても、交通死亡事故ゼロ、交通事故ゼロの取組に対しまして御協力をお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、9月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、各課の町政報告につきましては、タブレットに入れておりますので、お目通しをお願いいたします。

○大西樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る11月25日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、

議長同席の下、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

最初に、琴南小学校の大規模改修工事と満濃南こども園の建設現場の現地調査を行い、その後に各課より報告を受けました。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況についての報告がありました。香川県でも新型コロナ感染者数が急増し、県独自の緊急事態宣言が出されたが、内科診療所においては患者数の大きな減少は見られなかった。歯科診療所においては、今年度に入り、前年度比で診療件数・診療延人数とも増加しているとの説明がありました。

次に、住民生活課より、8月から10月までの主要行事、戸籍、住基関係、環境関係などの報告、また、マイナンバーの登録者数が10月末現在で6,110人で、普及率34.06%であるとの報告がありました。

次に、福祉保険課の報告では、満濃地区民生委員児童委員協議会定例会で、今後の見守り強化につなげるため、琴平警察署生活安全課からの特殊詐欺被害防止についての講話があり、琴平警察署管内で特殊詐欺被害が41件あり、被害額は8,235万円に上っているとの話があった。介護予防関係行事では、ささえあいサービス協力会員養成研修、介護予防サポーター養成研修を琴南、仲南、満濃の各会場で開催したとの報告がありました。

委員より、民生委員による在宅福祉実態調査で、何度訪問しても会えない場合の対応について質疑があり、執行部より、町の担当課職員や社会福祉協議会の職員等が再度訪問するなどして対象者が孤立しないように配慮しているとの答弁がありました。

委員より、町内の児童虐待についてアンケート等の調査を行ったことはあるのかとの質疑があり、執行部より、町で全戸を対象としたアンケート調査を行ったことはない。対象を絞り込まない調査での虐待の実態把握は難しいと考えている。子育ての悩みや虐待の相談を自ら言えない人をどのように見つけていくのが現在の課題だと考えている。来年度は福祉保険課内に子ども家庭の相談窓口を設置する予定であるとの答弁がありました。

委員より、町内の青色防犯パトロール車に虐待防止のステッカーなどを貼って、啓発することも必要ではないかとの意見がありました。

次に、健康増進課より、事業等報告、中讃圏域健康生きがい中核事業、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、令和3年度の健康診査受診者数が令和2年度に比べて倍以上に増えているが、なぜかとの質疑があり、執行部より、令和2年度はコロナ禍により全て中止した特定健康診査、後期高齢者や若年等の健康診査の集団健診を令和3年度は実施したためであるとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、園児・児童・生徒数、満濃南こども園統合施設、給食調理業務委託について報告がありました。満濃南こども園統合施設工事について、新築

する保育棟と既存のわくわく棟の遊戯室を結ぶ廊下について、屋根を設置するように設計変更したい。概算で1,500万円程度の増額になると考えているとの報告がありました。

また、給食調理の民間事業者委託については、令和元年度から高篠小学校で実施してきたが、令和4年度からは四条小学校も加えて民間事業者調理業務を委託したいと考えているとの説明がありました。

委員より、四条小学校の給食調理の民間事業者委託については保護者に説明会は行ったのか。保護者が納得するような説明が必要ではないかとの質疑があり、執行部より、学校現場等には本日の委員会で報告をした後に伝える。保護者には文書で周知する。給食については献立は町が作成し、食材の調達先は町が決定しており、調理業務のみ委託している。また、給食を提供するに当たり、重要な衛生管理も本町に2名いる栄養教諭が指導に当たっており、給食の提供については従来と変わらない。次回も調理業務委託の事業者選定は入札にて行うとの答弁がありました。

委員より、今後、給食調理の民間事業者委託は増えていくのかとの質疑があり、執行部より、現時点での民間委託は高篠小学校と四条小学校の2校のみと考えているとの答弁がありました。

委員より、琴南小学校の改修工事視察時に外壁の汚れが目立っていた。10年も経過すれば外壁も劣化し、雨漏れなど建物全体に弊害が出てくる。屋上も含め点検を行い、必要な工事は令和4年度の改修時に行うべきではないかとの質疑があり、執行部より、外壁等の調査、診断を入念に行い、必要な工事については令和4年度の改修時に実施するよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について報告がありました。

委員より、貸出本が返却されない場合の対応について質疑があり、執行部より、返却されない場合には繰り返し督促をしている。最終的には除籍もあり得るが、まだそのようなケースはないとの答弁がありました。

委員より、コロナ禍もあると思うが、民具展示室の利用者数が少ない。展示内容の見直し等は行っているのかとの質疑があり、執行部より、利用者数の減少は児童生徒がコロナ禍でバス移動による見学ができないことも影響している。定期的なレイアウトの変更を考えていきたいとの答弁がありました。

そのほかで、新型コロナワクチンの3回目接種について説明があり、対象者は2回目接種終了後、原則8か月以上経過した18歳以上の者。実施期間は令和3年12月1日から令和4年9月30日まで。接種は町内12か所の医療機関での個別接種のみとする。予約はまんのう町新型コロナワクチンコールセンターへの電話かインターネットで行う。65歳以上の希望者に限り、案内に同封のはがきに必要事項を記入し、返送することによって、予約をせず、町が指定した日時・場所での接種を受けることができる。5歳から12歳の接種体制の確保も市町村に求められている等の説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後1時50分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月26日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

まず、町道改良工事（町道宮東旭東線）と急傾斜地崩壊防止対策事業（岡ノ山地区）をそれぞれ現地視察いたしました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、本年度の炭所東地区の調査実施状況、令和4年度調査地区ヒアリング等について報告がありました。

次に、農林課より、農業委員会関係、農林振興関係の行事報告、満濃農村環境改善センターの利用状況、有害鳥獣捕獲頭数について報告がありました。

委員より、農地転用で太陽光発電施設に転用を認めるときの判断基準を設けているのかとの質疑があり、執行部より、県も太陽光発電施設への農地転用については難色を示している。農地転用の審査基準については、今後、県と十分協議したいとの答弁がありました。

委員より、有害鳥獣の鹿はいつ頃から出始めたのかとの質疑があり、執行部より、ここ最近である。鹿による被害は徳島県が多いと聞いており、恐らくそちらから移ってきたのではないかと思われるとの答弁がありました。

委員より、農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑があり、執行部より、四條地区は病院の敷地拡張、公文地区は大型店舗の建設が予定されているとの答弁がありました。

また、委員より、基盤整備をした農地についても、一部を開発できるよう規制の緩和をしてほしいとの意見がありました。

委員より、利用権設定面積で、本来は機構法を通じた集積面積を増やすべきであると思

うが、基盤法での使用貸借面積がいまだに多い理由は何かとの質疑があり、執行部より、農地の貸し借りの希望者には、貸手、借手共に有利な条件で契約できるように説明している。ただ、農地機構が取り扱える利用権設定の期間が6年以上であるため、借主が高齢であるなどの理由からしばらくは様子を見たいとの要望もあり、機構法を利用しないで契約する方が多い。仲南地区の利用権設定は機構法が多くなっているとの答弁がありました。

委員より、有害鳥獣に使用する麻酔銃の講習会についての質疑があり、執行部より、町職員で有害鳥獣担当者の3名が参加し、麻酔銃使用の技術講習を受けたとの答弁がありました。

委員より、ナラ枯れの調査結果の被害では農免道路の周囲に被害が多く出ているが、車の排気ガスとの関係があるのかとの質疑があり、執行部より、ナラ枯れの主な原因は温暖化や渇水などの気象状況により木が弱り、虫が中に入って菌を増やすことで木が枯れている。したがって、排ガスの影響で枯れるということは考えにくい。調査結果の地図上で道路付近に被害が偏っているのは、生活に支障がある箇所から優先的に調査したためであるとの答弁がありました。

(三好勝利議員退席 午前10時18分)

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係の進捗状況、主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係についての報告がありました。

委員より、町道改良工事(町道宮東旭東線)の幅員は2メートルであり、将来的に見た場合、狭いと思う。地元の意見はどうだったのかとの質疑があり、執行部より、ここは都市計画区域のため、幅員は4メートル以上が望ましい。今回の申請内容は道路の拡幅工事ではなく、道路の路肩が崩壊しそうで危険であり、緊急対応として改修工事を行っている。道路整備の拡幅工事の要望は多く、今回は緊急性を伴うため、総合的に判断したとの答弁がありました。

(三好勝利議員入室 午前10時20分)

委員より、町道橋梁長寿命化修繕事業について質疑があり、執行部より、全町道橋梁が約250橋のうち、修繕工事を実施しても機能復旧が見込めないものが2橋、修繕を要するものが約20橋あり、これを5か年かけ補修工事しているとの説明がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、ヒマワリ推進事業、若者住宅取得補助金の交付状況、ふるさと納税の推移について報告がありました。

また、移住・定住事業、満濃池周遊道路整備事業の工事進捗状況、商工事業で、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた事業者に対して営業継続応援事業を実施していますが、第2次も行うよう準備を進めているとの報告がありました。

また、地方創生関係では、エコツーリズム全体構想を策定中であるとの説明がありました。

委員より、ヒマワリ焼酎が3,300本完成し、現在、どれぐらい売れているのかとの質疑があり、執行部より、現在、西野金陵へ1,700本販売しており、そこから各小売店へ配達されているとの答弁がありました。

委員より、商品券の販売について、次回、商品券プレミアム50%つきをお願いしたいとの意見があり、執行部より、国の交付金の使途条件を見て、財政当局と協議しながら考えたいとの答弁がありました。

委員より、ふるさと納税の返礼品でまきが不足しているとのことだが、まきはまんのう町の特色ある資産であるので、うまく有効活用できるよう努力してもらいたいとの意見がありました。

また、その他で、委員より、田や畑で下草を焼いているときに警察へ通報され、住民が困っている。例外が設けられているため、役場と警察間で調整を行ってもらいたいとの意見があり、執行部より、警察と協議し、住民周知したいとの答弁がありました。

最後に、委員より、新型コロナ禍による米価下落に対し、政府に緊急対策を求める意見書を提出してはどうかとの意見があり、全会一致で提出することとなりました。

以上、所管事務調査を行い、午後4時20分に委員会を閉会しました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月29日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

初めに、総務課より、8月から11月中旬までの事業報告、町内火災発生状況、交通事故発生状況、衆議院議員総選挙結果についての報告がありました。

委員より、交通安全母の会連合会で危険箇所点検が16か所とあるが、校区ごとに分かるのかとの質疑があり、執行部より、校区ごとの選定ではなく、町全体の要望箇所の中から県中讃土木事務所や警察等と協議し、点検箇所を選定したとの答弁がありました。

委員より、衆議院総選挙の投票率が50.74%で、前回の投票率は何%だったか。また、投開票が終了した時刻は何時だったのかとの質疑があり、執行部より、前回の投票率は49.41%で、今回、若干投票率は増えている。終了時刻は12時半過ぎであったと思われるとの答弁がありました。

委員より、まんのう町は投票時間を7時から20時で執行しているが、県下の2町は全ての投票所を繰り上げて19時に終了している。時間を短縮することで人件費が1から2割コストカットになるとの報道もある。香川県ではまだ定着していないが、全国的には増えてきているので、今後の課題として検討すべきであるとの意見があり、執行部より、投票時間の繰上げ理由は、投票者数が少ないことと、事務の簡素化と、開票結果を早く出せることである。よって、投票時間の繰上げについては地域の実情等も考慮し、選挙管理委員会ですら十分審議したいとの答弁がありました。

委員より、18時から20時のまんのう町の投票率について質疑があり、執行部より、18時から20時の投票率は1.64%である。前回の衆議院選挙では0.89%であったとの答弁がありました。
(大西豊議員退席 午前10時28分)

委員より、電子入札制度の導入について質疑があり、執行部より、電子入札については令和4年度から導入予定である。電子入札については、香川県内市町の共同で運用する香川電子入札システムを使用する。事業者の中には対応ができていないところもあり、令和4年度には間に合うようお願いしているとの答弁がありました。

また、委員より、今からシステムを導入していく業者については、1年程度は電子入札と従来型を併用して対応できるようにしてほしいとの意見がありました。

委員より、まんのう町消防団員の待遇改善について質疑があり、執行部より、消防団の報酬等については現在調整中で、来年度に改善する予定であるとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成について、第3次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン（案）の説明があり、定住自立圏の将来像や協定に基づいて推進する具体的な取組を記載するものであり、中心市である丸亀市が策定し、圏域内の住民へパブリックコメントを募集するとの説明がありました。

出資法人関係では、ことなみ振興公社、仲南振興公社の令和3年度第2四半期の実績報告があり、両公社とも新型コロナウイルス全国的な感染拡大の影響を受け、来客、売上げとも減少し、厳しい状況が続いていたが、現在では感染状況に落ち着きを見せていることから客足が戻りつつあるため、感染対策を取りながら回復を期待したいとの説明がありました。

コミュニティー・自治会関係では、まんのう町議会との意見交換会は中止、人権推進室では、人権啓発事業、長尾会館運営状況について報告、男女共同参画推進事業関係では、女性議会の開催は中止するとの報告がありました。

(大西豊議員入室 午前10時31分)

委員より、男女共同参画関係で、性的少数者LGBTQについてアンケート結果を今後どう反映していくのかとの質疑があり、執行部より、第3次男女共同参画プラン策定の基礎調査となる住民アンケートに性的少数者に関する設問を入れて意識調査を行った。結果が出たので、本年度中には一定の方向性を出す予定であるとの答弁がありました。

委員より、長尾会館で香同教幼保部会現地研修の内容について質疑があり、執行部より、

部落問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るために組織している香川県人権同和教育研究協議会で幼稚園、保育所、こども園の部会単位での取組を行っており、現地研修の一環として長尾会館を活用したものである。研修は隣保館の館長が現状を報告し、人権問題について意見交換したとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和3年度町税等調定収納状況、コロナ減免申請件数等について報告がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以降の例月出納検査の監査結果について、公金管理、収入支出審査など、適正に処理できているとの報告がありました。

また、会計規則の規定に基づき貸し出している釣銭を検査した結果、全ての保管場所で適正に保管されていることを確認したとの報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター・琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町マイクロバス運行実績について報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前11時15分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務常任委員長にお尋ねします。

自立定住圏計画の説明があったということですが、この計画の中に河川法が定める河川管理基本方針、河川管理計画、これは盛り込まれていたのか、それをお尋ねします。

もし盛り込まれていないのであれば、国交省が力を入れている流域治水の考え方で、自立定住圏の中で論議するにふさわしいテーマであると思うので、それを総務常任委員長の所管において論議して、本町からの提案とされることをお願い申し上げたい。以上であります。

○大西樹議長 2番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 ただいまの竹林議員の、これは委員会ではただいま報告した中で申し上げたんやけど、実際のところは、竹林議員がおっしゃったようにはなかったと思うんやけど、以後、また執行部と調整して行いますんで。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。55分まで。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時55分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この一部改正は、地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職に関する特例を定めるために行うものでございます。

改正内容につきましては、総務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 それでは、改正内容等につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、職員の分限処分に関するものでございます。地方公務員法においては、職員の失職に関する特例を条例で定めることができるとされております。

また、その判断は各自治体に任されておきまして、香川県下におきましては、現在、香川県を含め8市7町が改正済みでございます。

職員は地方公務員法第16条第1号の「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」などの欠格条項に該当するに至った場合は、地方公務員法に基づきまして失職することとなっております。

次に、同じく地方公務員法第28条第4項において、「職員は、第16条各号のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。」とされております。

地方公務員法の欠格条項に「禁錮以上の刑に処せられた者」が含まれているのは、その者の公務に対する信頼が損なわれるのみならず、町の公務全体に対する住民の信頼が損なわれるおそれがあるためとされております。

また、地方公務員法が欠格条項に該当する者を公務から排除することを趣旨とするものである以上、職を失うことは当然の措置とされているものでございます。

しかしながら、近年、職員の勤務環境などの状況は大きく変化してきており、公務中において発生した事故、さらには通勤途上の交通事故などにおきまして、職員が責任を問われる可能性が増加しているといえます。こうした中、職員の非違行為に対しては厳しく対処すべきであり、故意や悪意のある犯罪などについては、厳しい処分を下すべきでありま

す。

しかし、過失による罪により、何の考慮もなく職員が失職となることは、状況によっては職員にとって厳し過ぎる措置となるとともに、知識や経験を持った職員を失うことになり、町及び町民にとって損失となってしまうとも考えられます。

今回の一部改正は、禁錮刑以上で執行猶予がついた場合に、特例として対応することができるとしたものでございます。この特例は例外的な扱いであり、過失により罪を犯した職員を例外的に救済することができるとしたものでございますため、特例の適用判断に当たりましては、慎重に対応したいと考えております。

条文の改正内容につきましては、改正前・改正後の比較表を御覧ください。

既存の「第8条」を「第9条」に繰り下げ、「第7条」の次に失職の例外に関する「第8条」を加え、「第8条第1項」として「任命権者は、公務執行中の事故又は通勤途上の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。」、そして、「第2項」として「前項の規定によりその職を失わなかった職員は、刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日にその職を失うものとする。」を加えます。

最後に、附則でこの条例は公布の日から施行する旨を規定しております。

以上で、まんのう町職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○大西樹議長 日程第9、議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

この制定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行された事に伴い、まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の

制定を行うものでございます。

同法第8条に規定されたまんのう町過疎地域持続的発展計画が令和3年9月30日にまんのう町議会にて議決されたことを受けて上程し、附則第1項で本条例第2条の規定について、同年4月1日に遡及して適用するものであります。

制定内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 税務課長、小縣茂君。

○税務課長 それでは、議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

令和3年3月31日付で「過疎地域自立支援特別措置法（旧過疎法）」が失効いたしました。この後継法となる「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（通称新過疎法）」が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、今回の条例の制定を行うものです。

それでは、条例案の1ページを御覧ください。

第1条は、まんのう町の区域内において、製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税を免除する規定の創設の趣旨を定めるものです。新過疎法において、「情報サービス業等」の業種が新たに加えられました。

第2条は、この条例における固定資産税の課税免除の要件を定めるものです。新過疎法において、法人の資本金等の額を要件とすることが定められ、併せて対象となる設備の取得金額が引き下げられました。

次に、2ページの第3条は、課税免除の期間を定めるものです。こちらは旧過疎法、新過疎法での変更点はなく、取得した設備が初めて課税対象となる年度以降3年度分となっております。

第4条は、課税免除の申請等を行う時期について定めるものです。

第5条は、課税免除の取消等を行う基準を定めるものです。

第6条は、当条例の施行に関する必要な事項を規則で定めるものです。

資料をタブレットの定例会令和3年第4回議案補足資料の議案第2号資料1に内容、資料2に令和3年度課税免除状況を載せていますので、御参照いただけたらと思います。

令和3年度において、旧過疎法での過疎免除を受けている法人の数は3法人となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第2号 まんのう町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について御説明申し上げます。

御理解の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 過疎法が自立促進法から持続的発展法に変わったことによる本町の課税免除の条例ということで、早急な対応に敬服申し上げます。

これを見ると、本町の持続的発展計画に定める産業振興地域、そしてその製造業の業種とあります。持続発展計画を定めないかんということですね。自立促進計画をそのまま継承する仕組みになっておるのかどうか。早急に持続発展計画を立てるスケジュール、手法、これをまず一つ目にお伺いしたい。

ちょっとメモしてほしいんですが、大事なのは、情報サービス業と農産物販売業、旅館とか、これははっきりしておるんですけども、振興すべき業種として定められた製造業、この製造業を何にするんかということが非常に大事ですね。どのような製造業を対象にするつもりなのか、現下のもくろみというか、手持ちの案をお伺いしたい。

そして、自立促進法の下では3法人が対象だということですが、これは金額幾らになるのか。税金を免除するという事ですから、免除したのを恐らく地方交付税で裏補填してくれる仕組みがあるに違いない。それがどうなっておるのかを三つ目にお伺いしておきたい。

この税金の免除の仕組みを工業用地の提供するときに、いかに普及し、啓発し、使うのか。この使い方について、四つ目ですね。

これ既にあるうちの町内の旅館業や何とかにしてでも設備投資を行うのであれば、過疎で税金まけてくれるでというのはうちの町内の事業所に伝えないかんですね。これ早急にやる手だてを求める。その心づもりをお伺いしたい。

この4点についてお伺いしておきます。これは所管の常任委員会において入念に論議されることをお願い申し上げておきたいと思えます。分からんところは常任委員会で審議すると答えてくださって結構です。

まず、持続発展計画をどうするんか、それを教えてください。

○大西樹議長 税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 竹林議員さんの再質問にお答えします。

まず、対象となる業種に関しては、全て上位法にのっとって対象とさせていただくようになります、この軽減に関しては。

それと、財政措置は一応過疎法のあれで75%が交付税で措置されることになっております。

それとあと、先ほど説明しましたように、今現在の状況を第2号の資料2のほうで3法人の課税と軽減状況を載せてありますので、御参照いただけたらと思えます。定例会の第4回議案補足資料です。議案第2号の資料2に今現状の3法人を載せておりますので、よろしくお願いたします。

そのほかに関しましては、一応今回の総務委員会のほうでもまた説明させていただきたいと思えますので、またよろしくお願いたします。

以上、竹林議員さんの再質問の回答とさせていただきます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 過疎自立的発展計画を立て直すということが非常に大事なことなので、それを執行部の中でお願いしたい。

もう一つ申し上げるならば、工業導入の法令の減免措置がありますね。農村工業導入法を継承したその減免措置と、この過疎持続発展法の固定資産税の減免措置と、これが重複するのか、両方とも適用になるということはないんじゃないかなと思うんですけど、その運用がどうなるのか確認しておきたい。

この条例はそういう法体系の中で運用していくものであって、重複した法令の整合性、税財政制度の整合性を執行部の中で研究していただきたい。それを常任委員会で説明していただくことをお願い申し上げておきたいです。

工業導入の所管課や商工観光の所管課においては、この本町の条例を普及啓発し、活用してもらうように住民に働きかけることをお願いしておきたいと思います。以上です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第10、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年9月10日に公布されるに伴い、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 それでは、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、御説明させていただきます。

上位法令や適用条項の改正に伴う修正や条文中の字句の訂正等につきましては、説明を簡略化させていただきますので、よろしく願いいたします。

この改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の一部改正、政令第253号が令和3年9月10日に交付

されたことから、今回、国民健康保険税条例の影響箇所を改正するものです。

改正の内容は、子供に係る国民健康保険税等の均等割額の減額措置を導入するものです。

タブレットの定例会令和3年第4回議案補足資料、議案第3号資料1を御覧ください。

国民健康保険制度の保険税は応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に応じて設定されています。その上で、低所得世帯に対しては応益保険税の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられています。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、全世帯の当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減するものです。

1ページをお開きください。

文中に下線で示した箇所が、今回、改正されたところです。

1ページの第3条、5条、5条の2、2ページの第6条、13条については、法律改正に併せた所要の規定の整備をしたもので、内容については変更ありません。

次の第21条は、国民健康保険税の減額について、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定、その他所要の規定の整備、規定の明確化をしたもので、内容については先ほど説明したものになります。

5ページの基礎課税額2万6,000円、後期高齢者支援金9,500円の均等割額が5ページに示している金額に減額されます。

資料2に令和3年9月末での状況で影響額を試算していますので、御参照ください。

次の第21条の2、6ページの附則7項、8項、7ページの9項、8ページの附則11項、12項、13項、9ページの附則14項、15項、10ページの附則16項、11ページの附則17項、18項については、法律改正に併せた所要の規定を整備したもので、内容については変更ありません。

以上、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 医療保険については、壮大な社会保障国家がどうなるか、非常に国家の根幹を揺るがすようなものだと思います。現役世代に負担が偏っていることを是正する、そのための方向のものだということで、本町の未就学児とかの試算値は出されておって結構なんですけども、現役世代の企業や共済組合から厚労省が集めたお金からの調整交付金で国保や介護保険は随分支えられておりますね。それへの影響のところがどうなるのか、そこを知る範囲をお答えいただいて、そこをまた常任委員会でよくよく説明していただいたらと思います。

それほど大きな影響があるとは思いませんけれども、今回の改正によって、従来のとだ

ったらどのような差が当初予算において、平成4年4月からこの運用ということですから、新年度予算に影響があるということで、税制については専決処分が多かったのが、今の時期に出てきたのは非常によいことだと思いますね。税制こそ議会が一番真剣に論議することで、それは結構なんですけれども、どれほどの差が新年度予算においてできるのか、その説明を新年度予算提案のときにしていただくことをお願いしておきたい。

とりあえず企業からの調整交付金、これがどのような変化をもたらすのか、ここを伺っておきたいと思います。

よく調べてからで結構ですよ。

○大西樹議長 税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 竹林議員さんの質問にお答えします。

調整交付金に関しましては、また福祉とよく協議させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第11、議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、まんのう町国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、福祉保険課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 議案第4号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について御説明させていただきます。

改正前・改正後新旧対照表のほうを御覧ください。

第5条、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯に対し、出産一時金として40万8,000円を支給する。現行の40万4,000円から4,000円引き上げるものです。これは健康保険法施行令で、出産育児一時金の支給については、産科医療

補償制度、保険の掛金がこちらのほうが4,000円引き下がることを踏まえ、現行の40万4,000円から4,000円を引き上げるということで、出産に係る費用42万円を維持させるというような内容でございます。これを受け、町条例を同様に改正するものでございます。

御理解の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第5号 中讃広域行政事務組合同規約の一部変更について

○大西樹議長 日程第12、議案第5号 中讃広域行政事務組合同規約の一部変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号 中讃広域行政事務組合同規約の一部変更につきまして、提案理由を申し上げます。

これにつきましては、仲善クリーンセンターの廃止に併せたクリントピア丸亀へのごみ焼却施設の集約化に伴い、共同処理する事務にごみ処理施設集約化計画の策定などを加え、その負担割合を別表に定めるなど、組合同規約の所要部分を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

○大西樹議長 日程第13、議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号の令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号について、提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,608万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億1,414万9,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について変更分を記載しております。

第3条の債務負担行為は、7ページの第3表を御覧ください。これは、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

13 ページをお開きください。

第2款森林環境譲与税は、譲与額決定により72万5,000円の増額でございます。

14 ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金は200万円の増額でございます。これは、第2目民生費負担金において、私立保育所措置費負担金を200万円増額したことによるものでございます。

15 ページを御覧ください。

第14款国庫支出金は3億4,055万9,000円の増額でございます。これは、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金において、障害者自立支援給付費負担金及び障害児通所給付費負担金を1,194万円増額し、子どものための教育・保育給付費を198万8,000円減額し、第2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,667万3,000円を増額、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金において、未来応援給付金事業費及び事務費補助金を合わせて2億7,170万円追加計上し、子育てのための施設等利用給付交付金を44万5,000円減額、第3目衛生費国庫補助金において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などを合わせて3,243万4,000円増額、第5目教育費国庫補助金において、理科教育設備整備費等補助金を24万5,000円増額計上いたしております。

16 ページをお開きください。

県支出金は3,642万8,000円の増額です。これは、第1項県負担金、第1目民生費県負担金において、障害者自立支援給付費県負担金375万円、障害児通所給付費負担金222万円を増額し、子どものための教育・保育給付費を合わせて756万円減額、子育てのための施設等利用給付負担金を22万2,000円減額とし、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金において、有害鳥獣被害対策事業補助金を252万5,000

0円増額し、単県補助土地改良事業費補助金を3,444万4,000円増額、多面的機能支払推進交付金を20万円、多面的機能支払交付金を60万円それぞれ増額しております。さらに、第7目教育費県補助金において、史跡等保存活用計画等策定事業補助金を47万1,000円増額いたしております。

17ページを御覧ください。

第16款財産収入90万3,000円の増額は、第2目利子及び配当金において、財政調整基金及び森林整備促進基金の運用利子でございます。

18ページをお開きください。

第17款寄附金2,100万円の増額は、第2目指定寄附金において、ふるさと応援寄附金でございます。

19ページを御覧ください。

第18款繰入金は372万6,000円の減額です。これは、第1目財政調整基金繰入金において445万1,000円減額し、第17目森林整備促進基金繰入金を72万5,000円増額しております。

20ページをお開きください。

第19款繰越金4,109万3,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

21ページを御覧ください。

第21款町債は3,710万円の増額です。これは、第4目農林水産業債において、農道整備事業債を1,700万円、単独県費補助土地改良事業債を1,180万円増額して、第7目消防債において、消防車両機器整備事業債700万円を過疎債から緊防債に振り替え、第8目教育債において、小学校施設整備事業債を830万円増額するものであります。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

22ページをお開きください。

第2款総務費は932万円の増額です。まず、第1目一般管理費において、人件費に係る退職手当組合特別負担金を300万円減額、第6目企画管理費においては、人事異動等による職員人件費の補正により期末手当を150万円減額、第11目かりんの里づくり事業費においては、需用費を60万円、AED機器リース料を20万円増額、第16目町民会館費においては、琴南総合センターに係る光熱水費を72万円増額、第21目地方創生推進事業費においては、ふるさと応援寄附金事業に係る消耗品を740万円、手数料を310万円、満濃池周遊道管理事業において、草刈作業委託料を150万円それぞれ増額補正いたしております。第4項選挙費、第7目町長・町議会議員選挙費では、印刷製本費を30万円増額補正しております。

23ページを御覧ください。

第3款民生費は2億8,647万3,000円の増額補正です。第1項、第1目社会福祉総務費において、後期高齢者広域連合給付費負担金2,000万円、返還金を15万3,000円増額し、第3目障害者福祉費において、障害者自立支援給付費、合わせて2,1

16万8千円を増額いたしております。

次に、第2項第1目児童福祉総務費においては、子ども・子育て支援事業費を73万7,000円、放課後児童対策費など少子化対策費を714万9,000円それぞれ減額し、第2目保育所費においては、いろは保育園委託料を1,400万円減額、第3目児童措置費においては、児童手当給付費を204万5,000円増額し、子育て保護者応援給付金事業費を216万円減額、18歳以下の子供に対する新しい給付金事業である未来応援給付金事業費に2億7,170万円を増額いたしております。

なお、この給付金、子供一人当たり10万円のうち5万円の現金支給分は、近隣市町と照らし合わせて、議決承認後の12月24日の振込を予定しておりますが、案内通知等につきましては、12月9日より随時発送予定としておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

24ページに記載しております第5目認定こども園費においては、職員人件費の補正など、合わせて454万7,000円の減額補正をいたしております。

25ページを御覧ください。

第4款衛生費5,794万3,000円の増額補正につきましては、第1目保健衛生総務費において、中讃広域行政事務組合負担金を146万円、償還金を55万5,000円増額し、第2目予防費において、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費など、合わせて6,038万8,000円増額、第4目環境衛生費において、職員人件費補正として600万円を減額しております。第2項清掃費においては、塵芥処理事業費を22万5,000円、分別収集事業費合わせて131万5,000円それぞれ増額しております。

26ページをお開きください。

第6款農林水産業費の増額補正8,922万6,000円の主なものは、第2目農業総務費において、職員人件費の補正のほか、第3目農地振興費において、有害鳥獣被害対策補助金を830万円、中山間地域等直接支払制度事業費を40万円増額、第5目農地費においては、職員人件費の補正のほか、集落営農推進生産基盤整備事業4,517万1,000円など、土地改良事業費を合わせて7,003万6,000円増額計上いたしております。第7目の地籍調査費は、人件費補正として120万円増額補正しております。次に、第2項第3目治山事業費においては、工事費を150万円増額補正いたしております。

27ページを御覧ください。

第7款商工費の789万円の減額は、職員人件費の補正のほか、第2目観光費において、コロナ渦により開催中止となった各種イベントなどの事業費を減額補正いたしております。

28ページを御覧ください。

第8款土木費の490万円の増額補正は、職員人件費の補正のほか、維持補修事業費で修繕料など、合わせて560万円増額、第4項第2目公園費において、修繕料を30万円増額補正いたしております。

29ページを御覧ください。

第9款消防費の152万4,000円の増額補正は、第1項第2目非常備消防費の修繕料を100万円、第4目消防施設費の委託料を52万4,000円増額補正いたしております。

30ページをお開きください。

第10款教育費の1,195万8,000円の増額補正の主なものは、第2項小学校費、第1目学校管理費において、報酬など小学校管理運営費を合わせて442万2,000円増額し、第2目教育振興費において、教材備品費を49万1,000円増額、第3目学校建設費において、小学校施設改修工事費、委託料、合わせて880万円を増額し、第3項中学校費、第1目学校管理費では、会計年度任用職員報酬など合わせて23万8,000円を減額し、第4目PFI事業費においては、委託料90万円を減額しております。

31ページの第5項第1目の社会教育総務費において、文化財保護事業費を合わせて8万円減額、第6項保健体育費では、報償費、需用費など、合わせて75万4,000円を減額いたしております。

32ページをお開きください。

第13款諸支出金2,262万8,000円の増額補正は、財政調整金積立金を90万円、ふるさと応援基金積立金を2,100万円、森林整備促進基金積立金を72万8,000円増額計上いたしております。

なお、33ページに地方債の現在高等に関する調書、35ページから38ページにかけて給与費明細書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、議案第6号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 一般会計においては、地方債の現在高は33ページに、この予算を執行すると124億円ぐらいになるとついております。ところが基金の現在高、この補正予算を執行すると基金の現在高が幾らになるのか、それが予算書には載ってないわけで、載ってないとしたら、予算概要説明書とか何らかの意味で説明を求めたい。というのは、歳出と歳入、お金の出入り、そしてためた金が何ぼあって、借りた金が何ぼあるか、これ見たら財政運用を間違ふことないですね。ためてあるお金の説明がないことになっておって、それをちゃんとためたお金と借りたお金、両方が議会に説明される慣例が確立されれば、積極的に公共インフラ整備に出ても間違ふことはないと思います。

今年度、基金から12億円歳入として取り崩すという非常に基金を取り崩すのを積極的に出ているわけで、その金額が悪いとは申しませんが、ここは基金残高に我々が注目すべ

きことだと。執行部においても、議会においてもということを申し上げたいわけでありませぬ。

基金残高が幾らになる見込みなのか。それが、今、分かれば、今、御説明を。そうでなければ、また委員会審議において御説明をいただければと思います。以上です。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 御質問にお答えします。

基金残高につきましては、前回もそうあったように、タブレットのほうで残高の明細をつけております。場所はSide Booksの各種データ集、情報共有の中の総務課を開けていただきますと、深いんですけども、その中に令和3年12月の財政関係資料という青いフォルダがございます。ホームに戻っていただきまして、各種データ集（情報共有）という青いフォルダが最後のほうにあると思います。それを開けていただきまして、総務課の青いフォルダを開けていただきますと、これも最後に青いフォルダで、令和3年12月財政関係資料がございます。その中に補正予算の概要と、あと令和3年12月補正予算の関係で、基金の残高表を載せておりますので、また御覧いただいたらと思います。よろしくをお願いします。

（三好勝利議員退席 午前

11時48分）

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 的確にタブレット議会を有効に駆使していただいてありがとうございます。よく分かります。このような手法を確立して運用していただければとお願ひしておき、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、会議の途中ではございますが、休憩を取りたいと思います。13時半よりよろしくお願ひいたします。

休憩 午前11時49分

（三好勝利議員入室 午前11時50分）

再開 午後1時30分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第14 議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案） 第1号

○大西樹議長 日程第14、議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について、提案理由を申し上げます。

41ページをお開きください。

第1条第1項事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ2億4,840万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,190万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書51ページをお開きください。

歳入では、第6款県支出金において、普通交付金を1億4,700万1,000円増額計上し、第11款繰越金においては、前年度繰越金を1億140万2,000円増額計上いたしております。

52ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第2款保険給付費を一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費と合わせて2億4,577万2,000円増額し、第9款諸支出金において、特定健康診査等負担金償還金を263万1,000円増額計上いたしております。

以上、議案第7号 令和3年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思っております。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国保会計において、保険給付費、これが2億4,500万円で極めて大きいわけです。当初の見積りとどこが違ったのか。コロナ対策で医療費全体は下がっておるはずだと思うんですけど、どうしてこういう内容になったのか、概略をお話しいただいたらありがたいかと思っております。極めて大きな額に驚いております。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

保険給付費は、毎年、県の普通交付金の推移を参考に予算額というのを12月、今時分から立てているんですが、令和3年度は、令和2年度が新型コロナウイルスによる受診控えの反動で少なかったと。ここの歳入でいきますと、繰越金1億円を充てるようになってますが、毎年、この繰越金というのは精算したときに発生するというので、繰越金が1億円も発生することはなかったり、逆に足らずにということが多いので、この年は令和2年度が少なかったと。新型コロナウイルスの受診控えの反動から、今年は高額の医療のほうの給付費が増えております。そちらの高額のほうですね、治療費がよくかかるというほうが増えてます。その二つによって、想定しとったよりかは随分予算のほうは今から試算して

いくとちょっと足りないということで、増えるような形となっております。以上でございます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私が心配するのは、国民健康保険税、これが現行ので間に合うのかどうかということでありまして、保険給付費の中身、補正予算追加分について、常任委員会でよくよく資料を出して説明していただいたらということをお願いしておきます。以上です。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案） 第1号

○大西樹議長 日程第15、議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について、提案理由を申し上げます。

55ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ649万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億679万3,000円とするものがございます。

それでは、事項別明細書63ページをお開きください。

歳入では、第5款繰越金において、前年度繰越金を649万3,000円増額計上いたしております。

64ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第2款第1目後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金を649万3,000円増額計上いたしております。

以上、議案第8号 令和3年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第8号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第16、議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、提案理由を申し上げます。

81ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ5,580万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,130万4,000円とするものでございます。

事項別明細書75ページをお開きください。

歳入の主なものを説明いたします。

まず、第4款国庫支出金において、第1項国庫負担金のうち介護給付費負担金を689万2,000円増額、第2項国庫補助金を調整交付金等合わせて156万1,000円増額しております。

また、第5款支払基金交付金を介護給付費交付金など合わせて547万6,000円増額し、第6款県支出金においては、介護給付費負担金を1,682万5,000円増額、第9款繰入金において、基金繰入金を2,099万3,000円増額、第10款繰越金においては405万7,000円を増額補正いたしております。

76ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第2款保険給付費を1,500万円増額しております。これは、施設介護サービス給付費負担金であります。第9款では、償還金を4,080万4,000円増額計上しております。

以上、議案第9号 令和3年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第17、議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号について、提案理由を申し上げます。

79ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億856万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、83ページの第2表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について変更分を記載しております。

第3条の債務負担行為は、85ページの第3表を御覧ください。これは、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、事項別明細書91ページをお開きください。

歳入では、第9款町債において、下水道債を30万円減額し、資本費平準化債を130万円増額計上しております。

92ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第2款施設費において補正額はありますが、特定財源を地方債から一般財源に振り替えております。

第3款公債費において、償還元金を100万円増額計上いたしております。

なお、93ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、議案第10号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第18、議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号について、提案理由を申し上げます。

97ページをお開きください。

第1条で、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為で記載しております。

それでは、第1表99ページをお開きください。

長炭中部クリーンセンター汚水処理施設維持管理業務におきまして、令和4年度、260万円を限度額とする債務負担行為を定めたものでございます。

以上、議案第11号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第19 発委第1号 米価下落対策を求める意見書

○大西樹議長 日程第19、発委第1号 米価下落対策を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 発委第1号 米価下落対策を求める意見書を、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者は、建設経済常任委員会委員長、川原茂行です。

本意見書は、さきの建設経済常任委員会において全会一致で提出することとなっております。

それでは、提案理由を申し上げます。

お手元にお配りしております案文を読み上げて説明に代えさせていただきます。

米価下落対策を求める意見書。

稲作は日本農業の根幹であり国民の主食である米の生産が危ぶまれる事態は断じてあってはならないことである。

令和3年度米のJA概算金等が大幅に下落したことから、本町の米生産者も多大な経済的影響を受けている。

全国的に米の消費量が減少している中、昨今のコロナ禍の影響もあり、今後の米の消費動向はますます不透明であり、このままでは生産者の営農意欲が喪失し後継者不足もあいまって、今後離農がますます加速していくことが懸念されている。

国においては、米の消費拡大、作付転換等の需給対策に取り組んではいるが十分な改善には至っていないのが現状である。

不測の事態に備えた総合的な食料安全保障の確立に向け、今後、生産者の意欲を損なうことなく安定的な米価の下で農家の所得確保が図られるよう、施策を展開していくことが国の責務であると考えます。

よって、国においては、米の需給バランスの安定化と需要の促進を図るためにあらゆる政策手段を講じ度重なる米価下落に歯止めをかけるとともに、逼迫した米生産者の経営安定化に向けた緊急対策を強力に実施するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、両院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣に提出をするものです。

御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号 米価下落対策を求める意見書の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月7日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後1時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月6日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員